

令和5年9月27日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

国際文化観光・スポーツ常任委員会報告資料

国際文化観光局

目

次

ページ

1	かながわ国際施策推進指針の改定素案について……………	1
2	神奈川県文化芸術振興条例の見直し結果について……………	6
3	かながわ文化芸術振興計画の改定素案について……………	8
4	かながわアートホールの指定管理者の募集について……………	12
5	神奈川版ライドシェア（案）の検討について……………	17

1 かながわ国際施策推進指針の改定素案について

(1) 改定の経緯

県では、国際施策の計画的な実施に向けて、施策展開の考え方及び方向性を示す「かながわ国際施策推進指針」を策定している。

このたび、本県を取り巻く国際環境や外国籍県民等に係る状況の変化に対応するため、改定素案を作成した。

(2) 改定素案の概要

ア 指針の基本的考え方

(ア) 指針の目的

社会・経済のグローバル化・ボーダレス化が急速に進む中、県民が、国籍にかかわらず生きがいのある心豊かな暮らしを送ることができる多文化共生社会を作り、神奈川の魅力や先進的な取組みを世界に発信していくため、国際施策を展開するに当たっての考え方、方向性を示すものである。

(イ) これまでの経緯

県では、国際施策の計画的な実施に向けて、1991（平成3）年に「かながわ国際政策推進プラン」を策定して以降、国際環境の変化に対応するために改定などを行いながら、様々な施策に取り組んできた。

現行指針は、グローバル化の進展や海外からの観光客の増加、災害への対応、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定など、本県をとりまく国際環境や外国籍県民にかかわる状況の変化に対応するため、2017（平成29）年3月に改定したものである。

(ウ) 指針改定の趣旨

現行指針の改定から7年が経過し、本県にくらす外国籍県民はさらに増加しており、海外との交流も増加している。また、特定技能制度の創設など外国人材の受入れが進展し、それを踏まえた多文化共生施策の推進や「日本語教育の推進に関する法律」の施行に伴う日本語教育の推進など、国の動きにも対応する必要がある。

このような状況の変化に対応し、本県の国際施策の取組みを一層推進するため、指針を改定する。

イ 神奈川の現状と課題

(ア) 現状

- a 本県にくらす外国籍県民の状況
県内の外国籍県民の数、国・地域数は過去最高となり、多様化が進んでいる。
- b 外国人児童生徒などの状況
県内の公立学校に在籍する児童生徒のうち、日本語指導が必要な児童生徒数は年々増加している。
- c 外国人留学生の状況
県内の外国人留学生数は、新型コロナウイルス感染症による入国制限などにより、2019（令和元）年度をピークに減少している。
- d 外国人労働者の状況
県内の外国人労働者数、外国人労働者を雇用する県内の事業所数は年々増加している。
- e グローバル化の進展
経済・社会のグローバル化が進展する中、海外との間で人や物、情報の交流が一層活発化することが見込まれる。
海外に進出した県内企業や県内に進出した外資系企業の総数は増加している。
- f 海外からの観光客の状況
本県の外国人延べ宿泊者数は、新型コロナウイルス感染症の入国制限などにより大幅に減少したが、現在は回復してきている。
- g NGO・NPOの状況
本県で国際協力を行うNGO・NPOは、活発に活動している。
- h 関係団体などの状況
県内では、地域の国際化協会や国際的な機関などが多く活動している。

(イ) 国の動き

- a 出入国管理及び難民認定法などの状況
人手不足への対応として、2018（平成30）年に在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が創設され、2023（令和5）年には「特定技能2号」の対象分野の拡大が閣議決定された。これにより、家族の帯同が認められる職種が拡大されるため、今後、外国籍県民の増加が見込まれる。
- b 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の推進
在留資格「特定技能」の創設を踏まえ、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」などを策定し、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進することとしている。

c 地域における多文化共生施策の推進

外国人住民の増加など、変化する社会経済情勢を踏まえ策定した「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、地域の実情を踏まえた多文化共生施策を推進することとしている。

d 地域日本語教育の推進

2019（令和元）年に「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体においては、地域の状況に応じた施策を実施する責務等が規定された。

e SDGs の状況

「誰一人取り残さない」という、SDGs の理念は、多文化共生社会の実現というめざす姿と一致するものであり、国としても積極的に取り組んでいる。

(ウ) 課題

a 多文化共生の地域社会づくり

外国籍県民等も地域でとまにくらす一員として、言葉や習慣の壁などにより不便や疎外感を感じることなく活躍できる社会づくりへの取り組みの充実が求められている。

b 日本語教育の総合的な体制づくり

外国籍県民等が安心して生活し、活躍できる社会を実現するために、日本語能力を身に付けることのできる環境の整備や、地域における日本語教育の総合的な体制づくりが求められている。

c 外国につながるのある子どもたちへの支援

外国につながるのある子どもたちは増加し、国籍は多様化していることから、子育て支援や教育の充実などが求められている。

d 外国人留学生への支援

増加が見込まれる外国人留学生の受入環境の整備や、将来的な人手不足を見据え、県内で就職する留学生を増加させることが求められている。

e 外国人材が活躍できる環境づくり

「特定技能2号」の対象分野拡大により、外国人材を雇用する事業所の増加が見込まれることから、労働相談の充実・多言語化や、企業への普及啓発など、外国人材が活躍できる環境づくりが求められている。

f 災害時などにおける対応

災害時や感染症拡大時などには、多言語ややさしい日本語での情報提供・相談対応などのきめ細かい支援が求められている。

g 神奈川の特徴や強みを生かした国際展開や交流の推進
神奈川の地域や経済の活性化につなげるため、県内企業の海外展開への支援や、外国人観光客の誘致などの取組みが求められている。また、グローバル化の進展に対応した人づくりや神奈川の特徴を生かした国際協力や交流の推進などが求められている。

h 非核・平和意識の普及

核兵器廃絶についての国際的な取組みが進展しない状況の中、平和意識の普及啓発や核兵器廃絶に向けた継続的な取組みが求められている。

i 県民などの国際活動の支援、協働・連携の促進

行政、企業、NGO・NPOや国際交流団体など、様々な主体が協働・連携し、相互の特徴を生かした活動が求められている。

拉致問題については、現在も救出を待っている特定失踪者を含む拉致問題の一日も早い解決が求められている。

ウ 基本目標と施策の方向

(ア) めざす姿

- ・幅広い協働と連携による平和な多文化共生社会の実現
- ・神奈川の強みを生かしたグローバル戦略の展開

(イ) 基本目標

めざす姿の実現に向け、5つの基本目標を掲げ、行政だけでなく企業や団体、県民一人ひとりが協働、連携して将来にわたり持続的に活動するために、目指すべき方向と県の取り組む施策を示し、戦略的に国際施策の推進を図る。

a 多文化共生の地域社会づくり

b 神奈川の強みを生かした国際展開

c グローバル人材などの活躍促進

d 非核・平和意識の普及

e 県民などの国際活動の支援、協働・連携の促進

(ウ) 施策の方向

a 基本目標1 多文化共生の地域社会づくり

- ・外国籍県民等がくらしやすい環境づくり
- ・日本語教育の充実
- ・外国につながるのある子どもたちへの支援
- ・神奈川でくらし学ぶ留学生への支援
- ・災害時などにおける外国籍県民等への支援
- ・多文化理解の推進

- b 基本目標 2 神奈川の強みを生かした国際展開
 - ・ 県内企業の海外展開支援と外国企業の誘致
 - ・ 「ヘルスケア・ニューフロンティア」の推進・発信
 - ・ 外国人観光客の誘致促進
 - ・ 「マグカル」の推進
- c 基本目標 3 グローバル人材などの活躍促進
 - ・ 神奈川の特徴を生かした国際協力・交流の推進
 - ・ 国際社会で活躍できる人材の育成
 - ・ 外国人材の活躍促進
 - ・ 外国人材が働きやすい環境づくり
- d 基本目標 4 非核・平和意識の普及
 - ・ 非核・平和意識の普及
- e 基本目標 5 県民などの国際活動の支援、協働・連携の促進
 - ・ 県民活動への支援や協働・連携
 - ・ 基地対策の推進
 - ・ 拉致問題の風化防止と県民の理解促進

エ 推進体制

- (ア) 庁内体制
- (イ) 外国籍県民等との連携
- (ウ) 市町村などとの連携
- (エ) 民間などとの連携

(3) 今後の予定

- 令和 5 年 10 月 改定素案についてパブリックコメントを実施、市町村へ意見照会
- 令和 6 年 1 月 かながわ国際政策推進懇話会に改定案を意見聴取
- 2 月 第 1 回県議会定例会国際文化観光・スポーツ常任委員会に改定案を報告
- 3 月 指針を改定

<別添参考資料>

- ・ 参考資料 1 かながわ国際施策推進指針（改定素案）

2 神奈川県文化芸術振興条例の見直し結果について

(1) 経緯

神奈川県文化芸術振興条例（以下「条例」という。）の附則において「知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。

このたび、条例を常に時代に合致したものとすることを目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づいて、条例の見直しを行った。

(2) 条例名

神奈川県文化芸術振興条例（制定：平成20年7月）

(3) 概要

文化芸術の振興についての基本理念や施策の基本となる事項を定めている。

(4) 見直し結果

現行条例の運用上の課題は見受けられないため、改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

見直し結果	必要性	文化芸術の振興により心豊かな県民生活の実現と個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展に寄与するために、県民の文化芸術に関する活動の充実、文化資源を活用した地域づくりの推進及び文化芸術の振興を図るための環境整備が求められており、引き続き条例の必要性は高い。
	有効性	条例で定めている基本理念、基本的施策、計画、推進体制等に基づいて文化芸術振興の取組が進められているため、有効である。

効率性	<p>条例で文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しており、効率的である。</p>
基本方針適合性	<p>条例は、「文化芸術に親しむ環境づくり」を掲げる「かながわグランドデザイン」の基本方針に適合している。</p>
適法性	<p>条例は、文化芸術振興基本法（現「文化芸術基本法」）の基本理念にのっとり、同法に定められた地方公共団体の責務として地域の特性に応じた施策を策定し、実施するために定めたものであり、憲法及び法令に抵触するものではない。</p>

3 かながわ文化芸術振興計画の改定素案について

(1) 改定の経緯

平成31年3月に改定した現行の「かながわ文化芸術振興計画」（以下「計画」という。）は、令和元年度から令和5年度までの5年間の計画期間としており、この間の文化芸術を取り巻く状況の変化とこれまでの取組の実績と課題を踏まえ、改定を行うこととし、このたび、改定素案を作成した。

(2) 改定素案の概要

ア 改定の基本的な考え方

- (ア) 現行計画で、本県の目指すすがたとして掲げている、「真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活の実現」、「個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展」の二つの基本目標は、長期的なものとして維持する。
- (イ) 二つの基本目標の実現に向け、条例に掲げた16の基本施策を「県民の文化芸術活動の充実」、「文化資源を活用した地域づくりの推進」、「文化芸術の振興を図るための環境整備」の三つの事項に整理した、現行計画の施策体系は継承する。
- (ウ) 5年間で重点的に取り組む施策を五つの重点施策として整理する。

イ 計画の性格

神奈川県文化芸術振興条例（以下「条例」という。）第4条に基づく文化芸術の振興に関する基本的な計画である。

また、文化芸術基本法第7条の2に規定される「地方文化芸術推進基本計画」及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条に規定される「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」となるものでもある。

ウ 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

エ 施策展開の基本的な視点

- (ア) 文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す、マグネット・カルチャーを推進する
- (イ) 共生共創事業をはじめとして、文化芸術を通じて、共生社会の実現を後押しする。

オ 推進体制

計画の文化芸術振興施策の着実な推進に向けて、次の様々な主体と

連携・協働を進める。

- (ア) 市町村
- (イ) 芸術家及び文化芸術を支える活動を行う者
- (ウ) 文化芸術団体
- (エ) 学校
- (オ) 事業者
- (カ) 国及び他都道府県
- (キ) 庁内関係部局

カ 文化芸術を取り巻く状況の変化

平成31年3月の現行計画改定時以降の、本県の文化芸術を取り巻く状況を踏まえ、改定を行う。

- (ア) 東京2020大会後のレガシーの継承
- (イ) 新型コロナウイルス感染症による影響
- (ウ) 県内の人口減少・高齢化
- (エ) 文化芸術推進基本計画（第2期）の策定
- (オ) 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～ の施行
- (カ) 文化観光推進法の制定及び博物館法の改正
- (キ) 文化部活動の地域移行を契機とした地域の文化芸術環境の充実
- (ク) 国際的な文化交流の推進

キ 重点施策

(ア) 重点施策1 地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用

a 課題

- ・伝統的な芸能の発表の機会及び体験できる機会の継続した提供
- ・伝統的な文化芸術の継承者に対する支援の充実
- ・地域のコミュニティ活性化などに文化資源を活用

b 取組内容

- ・文化財や伝統的な芸能などを活用した文化芸術の発信
- ・伝統的な文化芸術の継承者の育成・支援
- ・伝統工芸品等の地域資源の活用
- ・後世に残す伝統的な文化の記録の保存

c 目指す方向性

伝統文化と温かいコミュニティが息づいている、かながわへ

(イ) 重点施策2 子ども・若者の文化芸術活動の充実等

a 課題

- ・子ども・若者のニーズを踏まえた優れた文化芸術の体験機会

の充実

- ・文化芸術の次世代を担う人材の育成
- ・学校部活動の地域移行に向けた、地域クラブ活動の整備

b 取組内容

- ・子ども・若者の体験機会の確保
- ・子ども・若者の創作活動の支援による人材育成
- ・学校及び地域における文化芸術活動の充実

c 目指す方向性

豊かな人間性・創造性をはぐくむ、かながわへ

(ウ) 重点施策3 共生社会の実現に向けた高齢者・障がい者等の文化芸術活動の充実等

a 課題

- ・創作活動の支援やアウトリーチ等による鑑賞・参加の機会の提供
- ・年齢や障がい、言語等により文化芸術へのアクセスが困難な方々が文化芸術に親しめる環境の整備

b 取組内容

- ・高齢者・障がい者等の創作活動の支援
- ・高齢者・障がい者等へのアウトリーチによる体験活動の充実
- ・文化芸術における共生社会の実現に向けた環境づくり

c 目指す方向性

あらゆる人が文化芸術に触れられ、いのち輝く、かながわへ

(エ) 重点施策4 国際・観光分野との連携

a 課題

- ・新型コロナの影響により停滞していた国際交流の再始動
- ・観光とも連携した文化の振興や地域の活性化の好循環の創出

b 取組内容

- ・文化芸術による海外との交流
- ・多文化理解の推進
- ・地域の活性化に向けた文化観光の推進

c 目指す方向性

様々な交流が生まれ、魅力あふれる、かながわへ

(オ) 重点施策5 文化芸術の振興を推進するための環境整備

a 課題

- ・県民が文化芸術を発表・鑑賞する拠点である県立文化施設の維持・保全等

- ・文化芸術に関する専門的人材の育成
- ・市町村や文化芸術団体とも連携した文化芸術活動の支援
- b 取組内容
 - ・県立文化施設の計画的な維持・保全・拡充
 - ・施設の機能としての人材育成
 - ・文化芸術活動継続のための支援
- c 目指す方向性
 - ハードとソフトの両方から、文化芸術の環境が整った、かながわへ

(3) 今後の予定

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 令和5年10月 | 改定素案についてパブリックコメントを実施、市町村へ意見照会 |
| 令和6年1月 | 神奈川県文化芸術振興審議会にて改定案を審議 |
| 2月 | 第1回県議会定例会国際文化観光・スポーツ常任委員会にて改定案を報告 |
| 3月 | 計画を改定 |

<別添参考資料>

- ・参考資料2 かながわ文化芸術振興計画（改定素案）

4 かながわアートホールの指定管理者の募集について

(1) 指定管理者の募集について

県では、公の施設における県民サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度を導入している。かながわアートホール（以下「アートホール」という。）は、平成21年度から指定管理者制度を導入しており、令和6年度末に現在の指定期間が満了する。民間ノウハウを活用した指定管理者制度による管理運営が有効に機能していると判断されるため、引き続き指定管理者制度による管理運営を行うこととし、次期の指定管理者の募集を行う。

(2) 施設の目的・概要

ア 設置目的

県民の文化芸術に関する活動の振興及び福祉の増進を図る。

イ 施設概要

設置年月日：平成4年4月21日

所在地：横浜市保土ヶ谷区花見台4番2号

構造等：鉄筋コンクリート造地上3階地下1階

1階：ホール（席数最大300席）、楽屋（3室）、事務室、レストランほか

2階：スタジオ（5室）、見学ギャラリーほか

3階：音響調光室ほか

地下1階：機械室、電気室ほか

延床面積：2,633.47㎡

敷地面積：1,948.58㎡

ウ 開館時間、休館日

開館時間：原則として9時から21時まで

休館日：12月28日から翌年の1月4日まで

エ その他

文化芸術活動の場として県民の皆様にご利用いただくとともに、本県を代表するプロのオーケストラである「(公財)神奈川フィルハーモニー管弦楽団（以下「神奈川フィル」という。）」の練習場として活用されている。また、その練習を公開することにより、県民の皆様にも良質な音楽文化に接する機会を提供している。

(3) 指定管理者制度による施設の管理運営状況の総括等

指定管理者制度による管理運営状況の総括を行ったところ、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休館が要因で利用状況及び収入について低下が認められたものの、その他の面では適切な管理運営が行われている。

また、神奈川フィルの練習拠点であることを活かしたイベントの開催や、地域と連携した取組については効果が認められ、指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

このため、引き続き指定管理者制度により、施設の管理運営を行う。

〈参考1〉指定管理業務に係る収支状況 (単位:千円、%)

年度	収入 a ※	支出 b	収支差額 c=a-b	収支差額率 c/a×100
令和2年度	121,728 (107,197)	115,372	6,356	5.2
令和3年度	122,372 (104,354)	120,971	1,401	1.1
令和4年度	127,393 (104,296)	133,066	-5,673	-4.4
合計	371,493 (309,847)	369,409	2,084	0.5

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有)・無

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために生じた消耗品費の増 1,279千円
影響する年度：令和2年度

※括弧は内数で、「指定管理料」を示す。

〈参考2〉県内中小企業者や障害者雇用企業等への優先的な発注(令和4年度)

発注先	提案した具体的な 優先発注業務	件数 (実績)	金額 (千円)	提案があったのに実績 がない理由及び今後の 対応
県内中 小企業 者	舞台関係業務	3	134,640	R2～R4実績。提案は なかったが県内中小企 業者に発注。
	清掃業務等	3	22,634	〃
	全熱交換器保守点検	3	1,780	〃
	鑑賞池水機械保守点 検業務	3	277	〃
	エレベーター保守点 検業務	3	2,613	〃
	自動ドア保守業務	3	372	〃
	消防設備保守点検業 務	3	1,977	〃

	HP管理委託業務	3	2,926	〃
	写真パネル製作業務	1	230	〃
	塵芥処理業務	3	420	〃
	年報製作業務	1	235	〃
	その他委託（10万円未満）	33	1,372	〃
障害者雇用企業等	無	—	—	—

(4) 募集の方法

公募により募集する。

(5) 指定期間

5年間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）とする。

(6) 募集の単位

アートホールとする。

(7) 選定基準の考え方

ア 指定管理者に求める能力・内容

- (ア) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等
- (イ) 施設の維持管理
- (ウ) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金
- (エ) 事故防止等安全管理
- (オ) 地域と連携した魅力ある施設づくり
- (カ) 人的な能力、執行体制
- (キ) 財政的な能力
- (ク) コンプライアンス、社会貢献
- (ケ) 事故・不祥事への対応、個人情報保護
- (コ) これまでの実績

イ 選定基準の作成にあたって重視する視点

- (ア) 維持管理業務
 - ・施設の特性・課題を踏まえた維持管理
- (イ) 施設運營業務
 - ・県民の文化芸術活動の練習及び発表の場として、より多くの利用

を図るための取組内容

- ・文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す「マグカル」、年齢や障がいなどに関わらず、すべての人が舞台芸術に参加し、楽しめる「共生共創事業」の発信拠点の1つとして、施設を更に活性化するための取組内容
- ・来館者の増加に結びつくアートホールの有効活用と、本県の「文化的シンボル」である神奈川フィルの活動のアピールにつなげる取組内容
- ・これまでに蓄積されたノウハウや経験を活かし、長期的視点に立った運営方針
- ・専門的人材の養成・確保、普及啓発事業等の実施

ウ 選定基準の配点割合

サービスの向上：55点、管理経費の節減等：20点、団体の業務遂行能力：25点

(8) 外部評価委員会委員（案）

氏名	性別	職業	分野	本県の指定管理者選定委員の経験の有無 (委員会名)	選定理由
久野 敦子	女	公益財団法人 セゾン文化財団 常務理事	文化政策（学識経験者）	無	県の文化芸術振興審議会委員を務めており、文化政策全般にわたり知識・造詣が深い。
種子島 幸	女	株式会社テレビ神奈川 編成部長	マスコミ（行政識見者）	無	報道機関の編成部長として、文化行政全般にわたり知識・造詣が深い。
藏本 隆	男	公認会計士、 税理士	財務審査（経理識見者）	有 ・県民ホール（H17、21） ・県立音楽堂	財務や会計を専門とする経理識見者であり、財務審査の専門

				(H17) ・アートホール (H20、25、30)	家としての意見が期待できる。
草加 叔也	男	(有)空間創造研究所取締役	ホール運営(事業精通者)	有 ・県民ホール (H17、21、26) ・県立音楽堂 (H17、22、26) ・アートホール (H20、25、30)	ホールの設計・運営コンサルタントとして、全国自治体の指定管理者制度導入の状況に詳しく、実務にも明るい。
高橋 由紀 恵	女	社会保険労務士	労務関係 (労務管理識見者)	無	指定管理施設の労務管理に関して、専門的立場からの意見が期待できる。
福地 玲子	女	ダンスインターナショナル代表	利用者 (施設利用者)	無	アートホールを多く利用し、発表など精力的に活動している。

(9) 今後のスケジュール

令和5年10月～11月	外部評価委員会において、選定基準(案)について意見聴取を行い、決定
12月	第3回県議会定例会国際文化観光・スポーツ常任委員会に指定管理者の選定基準を報告
令和6年1月～	指定管理者を募集
4月～	外部評価委員会等による候補者選定
6月	第2回県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出
令和7年4月	指定管理者による管理運営開始

5 神奈川県ライドシェア（案）の検討について

(1) 検討経緯

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、社会経済活動の活性化やインバウンドの回復などに伴い、タクシー需要が増加する一方で、高齢化やコロナ禍などの要因により、タクシー運転手の急激な減少が進んでおり、昨今の人手不足からタクシー運転手を募集しても集まらない状況がみられる。

こうした中、一部の県内観光地等でタクシー不足が生じているとの指摘もあり、自家用車の活用など地域の移動ニーズへの対応策を検討する必要がある。

(2) 現行制度の状況

ア 道路運送法における自家用有償旅客運送制度

道路運送法上、自家用自動車は、原則「有償で運送の用に供してはならない」とされているが、運送主体が市町村やNPO法人などの場合に限るなど、一定要件の下で、交通空白地等における地域住民及び観光客等の有償運送が可能とされている。

イ 国家戦略特区による規制緩和

アに記載の交通空白地等での観光客等の有償運送については、従前は道路運送法で許可されていなかったが、国家戦略特区を活用して規制緩和が認定された事例が県外で2地域ある。現在は、令和2年の道路運送法改正により、一定要件の下で、自家用自動車による観光客等の運送が可能となっている。

(3) 検討の方向

タクシー不足は地域により状況が異なることや、利用者の安全確保のためにタクシー会社の協力が不可欠であることを踏まえ、「神奈川県ライドシェア（案）」として、タクシー需要に対して供給が足りないエリアや時間帯に限定し、一般ドライバーが自家用車を使って有償で乗客を運ぶことを想定した取組を検討する。

<神奈川版ライドシェア（案）のポイント>

- タクシー会社による運行管理
- 時間帯、地域限定
- 一般ドライバー
 - ・ タクシー会社が面接の上登録・研修
 - ・ 利用者による評価制度
- 使用車両（自家用車）
 - ・ タクシー会社が車両を認定し、安全管理を実施
 - ・ ドライブレコーダーや配車アプリ、任意保険等を実装

※ 取組の実施に当たっては、道路運送法における自家用有償旅客運送や国家戦略特区制度の活用を検討

(4) 今後の取組

タクシー不足や地域の移動ニーズの現状について、タクシー会社や市町村などの関係者と意見交換を行い、課題の共有を行った上で、具体的な対応策を検討する。

また、検討に当たっては、政策局及び県土整備局が中心となり、国際文化観光局や産業労働局など関連局とともに進める。